

令和 2 年度 決算説明資料

令和 3 年 10 月 6 日
財 政 関 係

目 次

	頁
1 個人市民税の納税義務者数等の推移	1
2 個人市民税の税額区分別納税義務者数の推移	2
3 個人市民税の減税額階層別納税義務者数等	3
4 個人市民税の減税額上位10人の推移	4
5 個人市民税の減免の適用者数の推移	5
6 市税の徴収の猶予等の適用人数の推移	5
7 市税の差押件数の推移	6
8 市税の滞納処分の停止の適用人数の推移	6
9 督促状の作成件数の推移（特別徴収分）	7
10 督促状の様式	8
11 納税方法別の利用実績	9
12 税目別の電子マネーによる納税方法	10
13 ふるさと納税に係る寄附金税額控除額の推移	11

14	寄附金の推移	11
15	新型コロナウイルス感染症対策事業寄附金寄附者（法人等）	12
16	財政調整基金の積立・取崩の状況	13
17	財政調整基金現在高の指定都市比較	14
18	財政調整基金に関する目標の指定都市の状況	15
19	主な財政指標の推移	16
20	名古屋市市場公募債引受シンジケート団	18
21	市設建築物の延床面積の推移	19
22	個別施設計画（一般施設編）の概要	20
23	資産評価の取り組み	21
24	人件費等の適正な積算に係る検討内容	22
25	落札候補者の入札参加資格を無しと確認した件数	23
26	複数年にわたる業務委託契約における賃金スライド条項の対象契約件数	24
27	新型コロナウイルス感染症の影響による契約約款等の検討状況	25
28	公契約条例の他自治体の状況	26

1 個人市民税の納税義務者数等の推移

(単位：人)

区 分		令和元年度	令和2年度
推 計 人 口 ① (1月1日現在)		2,321,727	2,328,653
個人市民税	納 税 義 務 者 数	1,181,876	1,195,597
	控 除 対 象 配 偶 者 数	214,195	209,449
	扶 養 控 除 の 対 象 者 数	436,914	435,611
	小 計 ②	1,832,985	1,840,657
差 引 (① - ②)		488,742	487,996

(注) 1 推計人口は、国勢調査結果を基礎とし、毎月の住民基本台帳人口などの異動数を加減して推計したものである。

2 控除対象配偶者数には、納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える配偶者を含まない。

3 扶養控除の対象者数には、16歳未満の扶養親族を含む。

2 個人市民税の税額区分別納税義務者数の推移

個人市民税額	令和元年度		令和2年度	
	納税義務者数 (人)	構成比 (%)	納税義務者数 (人)	構成比 (%)
3,300円以下	54,448	4.6 (4.6)	54,652	4.6 (4.6)
3,300円超 5万円以下	230,125	19.5 (24.1)	232,144	19.4 (24.0)
5万円超 10万円以下	244,741	20.7 (44.8)	245,345	20.5 (44.5)
10万円超 20万円以下	329,827	27.9 (72.7)	335,151	28.0 (72.5)
20万円超 50万円以下	255,358	21.6 (94.3)	260,120	21.8 (94.3)
50万円超 100万円以下	46,967	4.0 (98.3)	47,407	4.0 (98.3)
100万円超 200万円以下	14,197	1.2 (99.5)	14,524	1.2 (99.5)
200万円超 500万円以下	4,982	0.4 (99.9)	5,016	0.4 (99.9)
500万円超	1,231	0.1 (100)	1,238	0.1 (100)
合 計	1,181,876	100	1,195,597	100

(注) 1 個人市民税額は、均等割額及び所得割額の合計である。

2 () 書きは累計である。

3 個人市民税の減税額階層別納税義務者数等

区 分	納 税 義務者数 (人)	構 成 比 (%)	減 税 額 (百万円)	構 成 比 (%)
200円以下	61, 241	5. 1 (5. 1)	12	0. 1 (0. 1)
200円超 1, 000円以下	94, 649	7. 9 (13. 0)	60	0. 6 (0. 7)
1, 000円超 5, 000円以下	461, 858	38. 6 (51. 6)	1, 398	15. 1 (15. 8)
5, 000円超 1万円以下	337, 186	28. 2 (79. 8)	2, 418	26. 2 (42. 0)
1万円超 2万円以下	173, 096	14. 5 (94. 3)	2, 344	25. 4 (67. 4)
2万円超 5万円以下	54, 334	4. 6 (98. 9)	1, 589	17. 2 (84. 6)
5万円超 10万円以下	9, 439	0. 8 (99. 7)	634	6. 9 (91. 5)
10万円超 20万円以下	2, 789	0. 2 (99. 9)	376	4. 1 (95. 6)
20万円超 50万円以下	832	0. 1 (100)	237	2. 6 (98. 2)
50万円超	173	0. 0 (100)	171	1. 8 (100)
合 計	1, 195, 597	100	9, 239	100

(注) () 書きは累計である。

4 個人市民税の減税額上位10人の推移

(単位：千円)

順位	令和元年度	令和2年度
1	5,047	6,212
2	3,226	5,504
3	3,181	5,477
4	2,805	4,983
5	2,743	2,802
6	2,716	2,712
7	2,709	2,454
8	2,440	2,342
9	2,373	2,313
10	2,296	2,217

5 個人市民税の減免の適用者数の推移

(単位：人)

区 分		令和元年度	令和2年度
適 用 人 員		103,627	107,878
	災 害	54	67
	生 活 保 護	394	484
	低 所 得 者	103,179	107,327

6 市税の徴収の猶予等の適用人数の推移

(単位：人)

区 分		令和元年度	令和2年度
徴 収 の 猶 予		1	9
換 価 の 猶 予		723	737
分 割 納 付		3,664	4,432
徴収の猶予の特例		127	2,950

(注) 1 各年度の翌年5月31日時点の人数である。

2 分割納付は、地方税法上に規定する徴収の猶予及び換価の猶予以外に認めているものである。

7 市税の差押件数の推移

(単位：件)

区 分	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
債 権	16, 110	15, 515
不 動 産	751	565
そ の 他	49	17
合 計	16, 910	16, 097

(注) 各年度の6月1日から翌年5月31日までに執行した件数である。

8 市税の滞納処分の停止の適用人数の推移

(単位：人)

区 分	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
無 資 力	9, 457	9, 942
生 活 困 窮	503	473
所 在 不 明	2, 345	2, 565
合 計	12, 305	12, 980

(注) 各年度の翌年5月31日時点の人数である。

9 督促状の作成件数の推移（特別徴収分）

（単位：件）

区 分	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
個 人 市 民 税 （ 特 別 徴 収 ）	59,598	52,662

10 督促状の様式

督促状

通知書番号			
税 額		円	
延 滞 金		裏面の算出方法により計算した金額	

本書記載の市税の徴収について、当市税事務所が行うことを通知します。
至急納付(納入)してください。

延滞金の算出方法

- 1 個人の市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税
納期限の翌日から納付(納入)の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算します。この場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
- 2 法人の市民税、事業所税
申告納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント(申告納付期限(期限後申告にかかる税額にあっては期限後申告書提出日、修正申告にかかる税額にあっては修正申告書の提出日(提出期限前に提出された場合は、提出期限)、更正(決定)にかかる税額にあっては更正(決定)にかかる納期限)の翌日から1月を経過する日までの期間及び法人税法第75条の2第1項の規定により確定申告書の提出期限が延長されている場合の当該延長された期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算します。この場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(注1)上記1、2の場合において、当分の間、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1パーセントの割合を加算した割合)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合で、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)でそれぞれ計算します。

(注2)当分の間、法人税法第75条の2第1項の規定により確定申告書の提出期限が延長されている場合の当該延長された期間については、(注1)にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年における当該加算した割合で計算します。

納付(納入)場所

名古屋市指定金融機関、名古屋市収納代理金融機関、
名古屋市内各市税事務所・出張所、
名古屋市内各区役所・支所、名古屋市役所(指定金融機関派出所
又は市・区会計管理者及び支所の区民生活課出納員)

滞納処分

この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに左記の金額を納付(納入)されないときは、財産の差押えを受けることになります。

- ◆ 既に納付(納入)済の場合は、行き違いです。あしからずご了承ください。
- ◆ 市税の徴収については、原則として、住所又は所在地等を所管する市税事務所(徴収課又は出張所)が行います。そのため、徴収を担当する市税事務所は、課税を担当する市税事務所等と異なる場合があります。
- ◆ 延滞金が加算された場合は、後日延滞金の納付書をお送りしますので、納付(納入)してください。
- ◆ 市税を一時に納付(納入)することができないと認められる場合には、納税が猶予されることがあります。お早めにお問い合わせ先にご相談ください。
- ◆ 本書では納付(納入)することができません。納付(納入)の際は、納付書をお忘れなくご持参ください。
- ◆ ご不明な点は、お問い合わせ先へおたずねください。

不服の申立て

この督促に不服がある方は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

審査請求書は、正副2通をなるべくお問い合わせ先の事務所徴収課又は出張所を経由して提出してください。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に名古屋市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも訴えを提起することができます。

延滞金の詳細については、名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。下記二次元コードよりサイトにアクセスできます。



For International Residents (外国人の方へ 外国語による督促状の説明)
Scan the code for information in English, 中文,
한국어, Español, Português, Tiếng Việt, नेपाली.



11 納税方法別の利用実績

(単位：件)

区 分	件 数
金 融 機 関 (窓 口)	2, 051, 868
口 座 振 替	855, 809
コンビニエンスストア	1, 399, 320
モ バ イ ル レ ジ	21, 754
ク レ ジ ッ ト カ ー ド	75, 006
共 通 納 税	28, 476
電 子 マ ネ ー	2, 484
合 計	4, 434, 717

- (注) 1 令和2年4月から令和3年3月までの利用実績である。
- 2 共通納税は地方税共同機構が管理するeLTAXを利用して、自宅や職場のパソコンから一度の手続で複数の地方公共団体に対して電子納税を行うことができるものであり、令和元年10月から稼働している。
- 3 電子マネーの導入は令和3年2月であり、LINE Pay又はPayPayで納税が可能である。

12 税目別の電子マネーによる納税方法

区 分	説 明
・市・県民税（普通徴収） ・固定資産税・都市計画税（土地・家屋） ・固定資産税（償却資産） ・軽自動車税（種別割）	納付書にバーコードが印字されているため、電子マネーによる納税が可能 （納付額が30万円以内の納付書に限る）
・市・県民税（特別徴収） ・法人市民税 ・事業所税 ・市たばこ税 ・納付額が30万円超のもの	納付書にバーコードが印字されていないため、別途、指定納付書を作成することにより、電子マネーによる納税が可能 （納付額が30万円超の場合は、30万円以内の納付書に分割する必要がある）

（注）LINE Pay又はPayPayで電子マネーによる納税が可能である。

13 ふるさと納税に係る寄附金税額控除額の推移

(単位：千円)

区 分	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
税 額 控 除 額	8, 139, 217	8, 842, 057

(注) 各年度分の個人市民税のふるさと納税に係る寄附金税額控除額である。

14 寄附金の推移

(単位：千円)

区 分	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
寄 附 金	340, 396	671, 367
個 人	285, 345	458, 178
法 人 等	55, 051	213, 189

15 新型コロナウイルス感染症対策事業 寄附金寄附者（法人等）

- ・ 有限会社アイケイ
- ・ 愛知県競馬組合
- ・ 株式会社あるく
- ・ 株式会社イチケン
- ・ 株式会社イマデン
- ・ 株式会社鎌倉製作所
- ・ キッチントーキョー
- ・ 株式会社黒金ファインズ
- ・ 株式会社佐野塗工店
- ・ 株式会社三洋堂ホールディングス
- ・ 株式会社三和建設
- ・ 株式会社三和建設安全協力会
- ・ 一般社団法人消防管理協会
- ・ 株式会社人財企画
- ・ 株式会社セントラルパーク
- ・ 第一塗工株式会社
- ・ 中央自動車工業株式会社
- ・ 中部水産株式会社
- ・ 名古屋昭和ロータリークラブ
- ・ 名古屋市立千音寺小学校
- ・ 名古屋市立千鳥丘中学校
- ・ 名古屋市立富士中学校
- ・ 名古屋総合税理士法人
- ・ 名古屋中村ライオンズクラブ
- ・ 名古屋名城ローターアクトクラブ
- ・ 名古屋ヤクルト販売株式会社
- ・ 日本競輪選手会愛知支部・名古屋競輪組合
- ・ 日本たばこ産業株式会社東海支社
- ・ 日本中央競馬会
- ・ 株式会社ヒメノ
- ・ 明治安田生命保険名古屋東支社
- ・ 明治安田生命保険相互会社
- ・ 株式会社萌葱まかまかグループ
- ・ 令和2年度第1回名古屋競輪（F1）後節参加選手一同、JKA中エリア及び名古屋競輪組合有志
- ・ 株式会社ワイエムエイチ
- ・ ワンダープラネット株式会社
- ・ 株式会社H&Nホールディングス
- ・ Yahoo! 基金

（注）当該寄附金へ寄附したことについてお名前の公表に同意された法人等を掲げた。

16 財政調整基金の積立・取崩の状況

(単位：百万円)

区 分		積 立 額	取 崩 額	現 在 高
令和元年度末				12,461
令和2年度	当初予算編成時	43	2,500	10,004
	4 月 補 正	—	177	9,827
	5 月 補 正	—	9,036	791
	6 月 補 正	—	489	302
	6 月 補 正 追 加	—	250	52
	令和元年度 決算剰余金	4,260	—	4,312
	9 月 補 正	—	△ 9,000	13,312
	2 月 補 正	—	2,488	10,824
	2 月 補 正 追 加	—	389	10,435
	決算調製時	△ 12	△ 3,829	14,252

17 財政調整基金現在高の指定都市比較

(単位：百万円)

順位	令和元年度		令和2年度	
1	大 阪 市	161,606	大 阪 市	166,382
2	福 岡 市	34,066	福 岡 市	36,870
3	仙 台 市	26,567	仙 台 市	27,688
4	さいたま市	22,748	札 幌 市	25,891
5	札 幌 市	22,391	さいたま市	22,497
6	岡 山 市	19,404	岡 山 市	19,808
7	名古屋市	12,461	名古屋市	14,252
8	浜 松 市	11,546	千 葉 市	12,811
9	神 戸 市	11,538	横 浜 市	11,352
10	千 葉 市	8,929	相 模 原 市	10,930
11	静 岡 市	8,599	浜 松 市	10,767
12	北九州市	8,123	静 岡 市	8,620
13	横 浜 市	7,965	堺 市	8,564
14	相 模 原 市	6,796	神 戸 市	8,262
15	川 崎 市	6,384	北九州市	8,025
16	新 潟 市	4,513	川 崎 市	6,524
17	熊 本 市	4,096	広 島 市	4,902
18	広 島 市	3,984	熊 本 市	3,699
19	堺 市	2,500	新 潟 市	3,487
20	京 都 市	—	京 都 市	—

18 財政調整基金に関する目標の指定都市 の状況

区 分	目 標
名古屋市	財政調整基金の残高100億円を目指す
札幌市	財政調整基金の令和4年度末残高について、少なくとも100億円以上の水準を維持する
静岡市	財政調整基金の残高85億円程度水準を維持する
堺市	財政調整基金残高の当面の目標を100億円とする
神戸市	コロナ禍以前の水準（約120億円）を目標とする
広島市	財政調整基金の財政運営方針期間末（令和5年度末）残高について、現状（令和元年度末）を上回る残高を確保する

（注）政令指定都市の中で、財政調整基金に関する目標を設定している都市を掲げた。

19 主な財政指標の推移

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収支比率	99.8%	99.8%	100.2%	99.3%
実質公債費比率	12.0%	12.1%	12.6%	13.0%
将来負担比率	202.5%	188.4%	164.9%	153.9%
財政力指数	1.013	0.985	0.983	0.984

経常収支比率
(令和2年度は速報値) = 経常的経費充当一般財源 ÷ (経常一般財源 + 減収補填債(特例分) + 臨時財政対策債) × 100

実質公債費比率
(3か年平均) = { (地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) } ÷ { 標準財政規模 - (元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) } × 100

将来負担比率 = { 将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) } ÷ { 標準財政規模 - (元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) } × 100

財政力指数
(3か年平均) = 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
97.5%	99.8%	99.2%	98.0%	99.6%	99.7%
12.7%	11.8%	10.5%	9.4%	8.2%	7.9%
147.4%	138.8%	125.0%	118.2%	104.8%	104.4%
0.985	0.987	0.985	0.985	0.985	0.989

20 名古屋市市場公募債引受シンジケート団

区 分	金 融 機 関 名
銀 行 団	株式会社三菱UFJ銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行
証 券 団	野村證券株式会社 大和証券株式会社 S M B C 日興証券株式会社 みずほ証券株式会社 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 ゴールドマン・サックス証券株式会社 東海東京証券株式会社 岡三証券株式会社 しんきん証券株式会社 バークレイズ証券株式会社 B o f A 証券株式会社 丸三証券株式会社 東洋証券株式会社 岩井コスモ証券株式会社 安藤証券株式会社 株式会社S B I 証券

21 市設建築物の延床面積の推移

区 分	令和元年度 A (千㎡)	令和2年度 B (千㎡)	差 引 B－A (千㎡)	主 な 増 減 (㎡)	
一 般 施 設	2,717	2,745	28	増	北名古屋工場 24,620 瑞穂公園体育館 9,490
				減	旧本陣小学校 △3,990 宮前保育園 △581
学 校	2,679	2,690	11	増	上志段味小学校 7,499 守山養護学校 3,339
市 営 住宅等	4,793	4,791	△2	増	城北荘 15,350 打越荘 4,730
				減	氷室荘 △16,238 菊元荘 △6,052
合 計	10,189	10,226	37		

22 個別施設計画（一般施設編）の概要

区 分	内 容
策 定	令和3年3月
趣 旨 目 的	国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）において、令和2年度までに策定が要請されている個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）として策定
対象施設	一般施設（市民利用施設及び庁舎等） 836施設（令和2年度末時点）
計画期間	令和3年度から令和32年度まで
基本的な 考 え 方	・ 構造体の耐用年数まで建物を使うことを目標に、社会的要求水準に対する充足度等を踏まえた合理的な整備手法により長寿命化を推進 ・ 新築等から概ね20年程度経過したものについては、部位・設備単位で予防保全的に改修等を行う保全的改修を計画 ・ 概ね築40年程度経過したものについては、構造体の余寿命や社会的要求水準への充足度に応じ、リニューアル改修またはセミリニューアル改修を計画 ・ 施設の長期的な使用停止を伴う改修が困難な場合等には、部位・設備単位などに分けた部分改修を計画 ・ 「名古屋市アセットマネジメント推進プラン」に基づき、平成24年度以降に新築、リニューアル改修等の一定の整備を行い、住宅都市局において長期保全計画が作成されている施設は、その内容を記載
保有資産 量の取組 との関係	

23 資産評価の取り組み

区分	内 容			
目的	保有資産量の適正化に向け、今後の施設整備の方向性を検討していく際の基礎資料とするもの			
評価対象	区 分	施設数	対 象	
	一 般 施 設	802施設	施設（建物・利用実態）及び土地（敷地）	
	学校及び市営住宅等	718施設	土地（敷地）	
類型化の方法	・評価指標・評価項目の設定			
	評価区分	評価指標	主な評価項目	
	施設	建物	健全性・安全性	耐震性能、期待使用年数
			機能性	ユニバーサルデザイン導入状況、エネルギー消費効率
		利用実態	利用効率	1日あたり利用者数、面積あたり利用者数
			コスト効率	1日あたりコスト、面積あたりコスト
	土地（敷地）	汎用性	敷地面積、用途地域	
		立地環境	最寄駅からの距離、災害危険度	
	・現状評価と類型化			
	各施設の建物・利用実態とその土地（敷地）の各評価区分において、各評価指標を5点満点で現状評価し、評価区分ごとに2軸で類型化			
〔施 設〕				
(建物) (利用実態)				
〔土地（敷地）〕				

24 人件費等の適正な積算に係る検討内容

(1) 概要

業務委託契約における積算を行う際に特に留意すべき事項について検討するとともに、人件費及び法定福利費等に関する標準的な積算方法について検討。

(2) 積算において留意すべき事項

- ・仕様書の作成にあたっては、曖昧な表現や不明確な内容を排除し、業務の内容及び数量を明確に記載する。
- ・積算に際しては、最新の単価及び積算基準を適用する。
- ・積算金額を構成する人件費及び法定福利費等の費目について個々に積算を行い、費目ごとに必要な経費を適切に定める。

(3) 積算イメージ

積算金額	=	人件費	+	法定福利費	+	一般管理費等
		(注1)		(注2)		(注3)

(注) 1 基本給、手当等及び通勤手当

2 雇用保険、労災保険、健康保険（介護保険含む）及び厚生年金保険（児童手当拠出金含む）

3 企業の営業利益等

25 落札候補者の入札参加資格を無しと確認した件数

区 分	契 約 件 数	落札候補者の入札参加資格を無しと確認した件数
物 品 購 入	32	—
物 品 借 入	25	—
不用物品の売却	—	—
工 事 請 負 契 約	1, 114	—
設計業務委託等契約	341	1
工事用資材購入	—	—
合 計	1, 512	1

(注) 令和2年度に財政局契約部において実施した入札後資格確認型の一般競争入札について掲げた。

26 複数年にわたる業務委託契約における 賃金スライド条項の対象契約件数

業 種	件 数
建 築 物 清 掃	45
警 備（機械警備を除く。）	54
事 務 関 連	32
給 食	41
施 設 の 運 営 ・ 管 理	28
合 計	200

（注） 1 制度導入前の調査時点における契約件数を掲げた。

2 複数の業種にまたがる契約については、主たる業種に計上している。

27 新型コロナウイルス感染症の影響による 契約約款等の検討状況

- ・各局区室において作成している契約約款において、感染症のまん延への対応に関する記載があるか否かを確認
- ・約款に関して、国土交通省における約款との違いや感染症のまん延の適用範囲等を踏まえて、規定内容の改正を検討

※下記例の下線部へ「感染症のまん延」に関する追記を検討

例：名古屋市公共土木設計業務等標準委託契約約款（抜すい）

（略）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰することができないものにより（略）、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

（略）発注者は（略）業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

28 公契約条例の他自治体の状況

区 分	制 定 時 期	労働環境を確認する対象契約		賃 金 下 限 額 定
		工 事 請 負	業 務 委 託	
川 崎 市	平成22年12月	6 億円以上	1 千万円以上	有
相 模 原 市	平成23年12月	1 億円以上	5 百万円以上	有
京 都 市	平成27年10月	5 千万円以上	1 千万円以上	無
豊 橋 市	平成27年12月	1 億 5 千万円以上	1 千万円以上	有
愛 知 県	平成28年 3 月	6 億円以上	1 千万円以上	無
碧 南 市	平成29年 3 月	5 千万円以上	1 千万円以上	無
尾 張 旭 市	平成29年12月	5 千万円以上	5 百万円以上	無
大 府 市	平成30年 3 月	市長が必要があると認める契約		無
豊 川 市	平成30年 9 月	1 億円以上	1 千万円以上	有
田 原 市	平成30年12月	市長が必要があると認める契約		無
豊 明 市	令和元年 9 月	5 千万円以上	5 百万円以上	無
岡 崎 市	令和元年12月	1 億 5 千万円以上	1 千万円以上	無
西 尾 市	令和 2 年 3 月	5 千万円以上	1 千万円以上	無
東 郷 町	令和 2 年 3 月	3 千万円以上	1 千万円以上	無

- (注) 1 令和 2 年度末時点の状況について掲げた。
 2 政令指定都市及び愛知県内自治体の状況について掲げた。
 3 金額は予定価格を示す。
 4 業務委託については、自治体により対象となる業務が異なる。